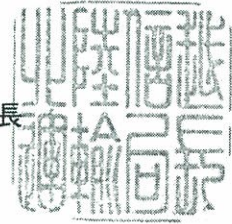




北信企交第24号  
平成23年9月30日

上田市公共交通活性化協議会  
会長 清水 治彦 殿

北陸信越運輸局長



平成23年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定及び補助額の内定について

平成23年6月24日付けで認定申請のあった「平成23年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第18条により準用する第10条の規定により、平成23年9月30日付け国総支第18号をもって国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、第18条及び第22条により準用する第10条の規定により下記のとおり補助額を内定したので、通知する。

記

<補助内定額>

○地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金

（運行系統数） 11系統      （補助内定額） 6,797千円

○車両減価償却費等国庫補助金

（車両数） 両      （補助内定額） 千円

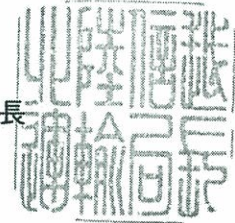


北信企交第25号  
平成23年9月30日

上田市公共交通活性化協議会

会長 清水 治彦 殿

北陸信越運輸局長



平成24年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定及び補助額の内定について

平成23年6月24日付けで認定申請のあった「平成24年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金）に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 第18条により準用する第10条の規定により、平成23年9月30日付け国総支第19号をもって国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定するとともに、第18条及び第22条により準用する第10条の規定により下記のとおり補助額を内定したので、通知する。

なお、今般の補助額の内定は、生活交通ネットワーク計画に基づき事前算定された運行経費を踏まえた補助見込額を、事業の計画的・効率的実施のために予め通知するものであり、実際の補助額については、平成24年度予算の成立を前提とし、かつ、当該時点で確定した予算の範囲内においてその額は確定することとなる。

記

<補助内定額>

○地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金

（運行系統数）11系統      （補助内定額）14,800千円

○車両減価償却費等国庫補助金

（車両数）両      （補助内定額）千円

平成 23 年 (2011 年) 10 月 31 日

関係市町村長 様  
(交通政策担当課扱い)

(上田市)

長野県公共交通活性化協議会  
会長 長野県企画部長 黒田 和彦

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び  
車両減価償却費等国庫補助金) に係る長野県地域間幹線系統の認定及び地域間幹線統  
の補助額の内定について (通知)

国土交通大臣から地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、  
長野県地域間幹線系統確保維持計画が地域公共交通確保維持事業に係る計画として認定され  
るとともに、第 10 条及び第 22 条により準用する第 10 条の規定により補助額を内定した旨  
の連絡があり、別添のとおり運行予定者あて通知しました。

つきましては、運行予定者が地域間幹線系統を運行するに当たり、事業が計画的・効率的  
に実施されますよう、御配慮ください。

担 当 : 長野県 企画部 交通政策課 交通企画係 小林 透 (課長) 田川 秀和 (担当) 電 話 : 026-235-7015 (直通) F A X : 026-235-7396 E-Mail : kotsu@pref.nagano.lg.jp
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------